

金沢美術工芸大学名誉教授に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成 22 年規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）名誉教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第 2 条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから教育研究審議会の議を経て、理事長が授与する。

- (1) 本学の専任教授として 15 年以上在職した者で、教育上若しくは芸術上特に功績のあったと認められる者
- (2) 本学の学長として、本学の運営につき特に功労があったと認められる者
- (3) 在職年数が 15 年に満たない教授であってもその功績が特に顕著と認められる者

(在職年数の換算)

第 3 条 前条に規定する教授としての在職年数の計算に当たっては、当該教授の本学に在職した准教授及び専任の講師としての在職年数を、教授としての在職年数に通算する。この場合において、准教授としての在職年数についてはその 3 分の 2 に相当する年数とし、講師としての在職年数については 2 分の 1 に相当する年数とする。

(特別な授与)

第 4 条 准教授又は専任の講師として本学を退職した者であっても、教育上又は学術上その功績が特に優秀であった者については、第 2 条の規定にかかわらず教育研究審議会の議を経て名誉教授の称号を授与することができる。

(様式)

第 5 条 名誉教授には、別記様式による称号を交付する。

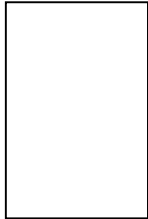

(式典等への礼遇)

第 6 条 名誉教授には、本学の諸式典その他重要な行事への招待、研究上諸施設の利用に関する便宜供与及び刊行物の贈呈等の礼遇をする。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 従前の助教授としての在籍年数は、准教授としての在籍年数とみなす。

別記様式（第5条関係）

第 号		氏 名
生 年 月 日	金沢美術工芸大学は貴殿が本学 の教授として のため 多大の功績があつたことをたた え学校教育法の定めるところに より金沢美術工芸大学名誉教授 の称号を贈る	
年 月 日	金沢美術工芸大学	
	 印	